

## 提出されたコメントの概要とコメントに対する法務省・金融庁の考え方

	コメント	法務省・金融庁の考え方
1	<p>発生記録の記録事項（法第16条第2項第16号）として、次の事項を定めるべきではないか。</p> <p>(1)「電子記録に係る債務の履行の責任財産を一定の財産に限定する旨及び責任財産の範囲」</p> <p>(2)「信託財産責任負担債務である旨」</p> <p>(3)「電子記録債務者に一定の事由が生じた場合に当該電子記録債権の効力を一旦停止する旨及び当該電子記録債権に係る停止条件の内容」</p> <p>(4)「電子記録債務者にかかる破産手続における電子記録債権の配当の順位は、劣後的破産債権に後れる旨」</p> <p>(5)「電子記録債権者が電子記録債務者を代理して、電子記録債権に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書を作成する権限を有する旨」</p>	<p>左の事項のうち、(3)の定めは条件付電子記録債権が認められないことから、(5)の定めは債務名義の作成方法に関する合意であって電子記録債権の内容となるものとはいえないことから、いずれも発生記録の記録事項とすることはできません。</p> <p>その余の定めについては、法第16条第2項が多様な金銭債権について用いられる可能性がある各種の約定を網羅的に列挙しており、同項の解釈により対応することが可能ですから、政令で定める必要はありません。</p>
2	<p>受託者が発生記録の請求と同時に信託の電子記録の請求をする場合（電子記録債権法施行令第3条第2項第1号）等には、「当該信託の電子記録がされることとなる債権記録の記録番号」（同令別表の13の項イ）を提供する必要はないのではないか。</p>	<p>別表の13の項イに掲げる事項は、信託の電子記録をする債権記録を特定するために必要な情報であり、発生記録の請求と同時に信託の電子記録の請求をする場合等にも、まず発生記録がされて債権記録が作成された後に信託の電子記録がされることとなりますから、同項イに掲げる事項を提供する必要があり、これを不要とすることはできません。もっとも、上記の場合等には、信託の電子記録をすべき債権記録が特定されていれば足りません。</p>